
やまくら通信 (やまぐち・くらしの安心ネット通信) 平成 28 年 3 月 31 日
-No.141- 事務局：山口県消費生活センター

■消費生活センターが移転します！■■■■■■■■

山口県消費生活センターが、平成28年4月1日から山口県庁厚生棟2階に移転します。
山口県消費生活センターには、商品を購入したりサービスを利用したりするときに起きた販売方法、契約内容、多重債務、品質のトラブルなど消費生活に関する相談を受け付け、問題解決のための助言などを行う「事務室、相談室」と体験学習型消費者教育施設「まなべる」があります。
この度、ますます複雑化、多様化する悪質商法等への対策を充実させ、迅速な対応を行うには、県庁各課や県警本部との連携の強化を図る必要があることから、4月1日に山口県庁厚生棟2階に移転します。
4月1日から、来所での相談を希望される場合は、山口県庁までお越しいただくこととなります。お車の場合は、山口県庁外来駐車場などをご利用ください。また、公共交通機関をご利用される場合は、JRやバスをご利用ください。山口県庁は、JR山口駅から県庁方面行のバスで約5分、JR新山口駅から湯田・山口県庁方面行きのバスで約30分となります。
お電話での相談を希望される場合は、県消費生活センターの相談専用電話番号「083-924-0999」は4月1日以降も変わりませんので、今までどおりご利用いただけます。
相談受付時間は、平日は8時30分から19時まで、土曜日は、8時30分から17時までと、従来どおりです。来所相談は、事前予約の必要はありませんので、受付時間内にお越しください。なお、相談される際は、契約書などの関係書類をお手元に準備をお願いします。
体験学習型消費者教育施設「まなべる」は、契約や通信販売などの様々な消費生活に関するトラブルを、専用のオリジナルソフトで体験できます。利用時間は、平日の9時から16時ですので、是非ご利用ください。
山口県消費生活センターは、移転後も今までと変わらずご利用いただけますので、消費生活に関して少しでも不安に感じた場合は、県消費生活センターにご相談ください。

会員の皆様へ〇=====

- ※ 消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。
相談専用電話：083-924-0999
事務局：山口県 県民生活課 消費生活センター内
TEL：083-924-2421 FAX：083-923-3407
メールアドレス：yka-net@pref.yamaguchi.lg.jp
HP：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html>